

# 日本顕微鏡歯科学会 代議員選挙に関する規則

2020年10月22日 制定

2020年11月1日 施行

## 第1条

本規則は、一般社団法人日本顕微鏡歯科学会定款12条に基づき、代議員の選任に関し必要な事項を定める。

## 第2条

代議員は認定医取得後5年以上経過しているもの、指導医の資格を有するものからの立候補制とする。

2. 設立時代議員は立候補する資格を有する。
3. 立候補者は会費を完納していなければならない。
4. 立候補期間は選挙が開催される旨（日時）を告知後、2週間とする。

## 第3条

会費を完納している正会員は、1人1票の投票権を有する。

2. 立候補者決定後、本学会のホームページ上に立候補者氏名を掲載し投票を行う。
3. 投票は電磁的記録（あるいは郵送）により行い、不信任の候補者を投票する。
4. 有効投票数の1/3以上の不信任があった候補者は落選とする。
5. 選挙の管理は総務委員会から第3者に委託し、行う。
6. 選挙結果は本会ホームページ上に掲示する。

## 第4条

代議員の数は、定款の定める100名以内とする。

2. 立候補者が定数以下の場合は全員当選とし、選挙を行わない。

## 第5条

代議員の任期は、代議員選任選挙終了以降に開催される直近の定時評議員総会終了後より始まり、2年後の定時総会終了時までとする。

## 第6条

この規程の改廃は理事の発議により理事会で協議のうえ、代議員会の承認を得なければならない。